

金山町合併処理浄化槽設置整備事業について

1 はじめに

金山町はきれいな水で有名ですが、最近では年々水の汚れが進んでいます。これは生活排水が最も大きな原因になっており、周囲の田畑にも影響を与えています。

きれいな水と豊かな自然環境は私たちの町の命であり、私たちは水系の最も上流に住む者としての責任を果たしていかなければなりません。

このことは、快適な生活環境にもつながっていきます。

2 町の生活排水処理計画について

金山町は下記の3種類の方法で生活排水対策を進めています。

- ① 公共下水道【5町内】（ただし、荒屋・三枝・上台・飛森・田屋・羽場の一部については、**合併処理浄化槽の補助**を行います。）
- ② 農業集落排水【有屋・明安（片貝を除く）】
- ③ 合併処理浄化槽【上記以外（公共下水道区域を含む）】

3 合併処理浄化槽とは？

トイレ・風呂・台所・洗面所・洗濯機などの家庭から出される排水全てを処理する能力を持つ浄化槽で、トイレとそれ以外の排水を一緒に処理することからこの名前になっています。

『**単独処理浄化槽（トイレのみ）のメーカー製造は無くなりました。**』

*設置者は浄化槽の使用者（世帯主等）です。

*維持管理も自分ですることになります。（業者さんに委託）

4 補助制度について

補助金額等（平成19年度分） ・金額は世帯によって違います。

人槽区分	補助金額（1基につき）
5人槽	1,000,000円以内
7人槽	1,100,000円以内

*現在の設置基準は、住宅面積130㎡以下＝5人槽 130㎡以上＝7人槽

○補助金の額は、業者から提出していただいた図面を、町で国の工事単価を元に設計しますので、業者から出していただいた見積り額とは多少違います。

5 重点推進地区での取り組みについて（地区全世帯の設置を目指します）

およそ3年計画で全世帯への設置を目指して取り組む地区を、重点推進地区といいます。そのためには地区内での十分な合意形成が必要です。

田茂沢・蒲沢地区が平成11年度から13年度の3年間取り組んできました。（84%）

杉沢地区が平成13年度から平成15年度の3年間取り組んできました。（93%）

6 進め方について

役場に事業申し込み



工事請負業者の決定、契約



建築確認申請の届出



建築確認申請の許可



工事着工



工事完了・完成検査



補助金の支払い

工事請負業者が代行できます

工事の方法については、資格を持った施工業者が熟知していますが、後々の管理が容易なように工事を行うようお勧めします。

7 諸手続きについて

工事業者が全てを代行してくれます。

8 工事費について

工事費は各家庭の状況によって違います。

工事業者から見積もりを出してみていただくと良いでしょう。

※ 町の補助対象は、屋外の配管と浄化槽の設置分（外回り）が対象になっています。

※ 5人槽の設置で、最終的な補助金以外の自己負担は10万円から20万円位です。

（各家庭の水廻りの配置や池・水路・コンクリートの状況で差が出てきますので、これを上回る場合もあります。）

※ 内部工事についても、工事費は各家庭の状況によって違います。

（トイレの数や便器の種類、水廻りの配置に伴う配管の距離と困難性、さらにトイレ・台所・風呂を処分する個数によって決まります。）

9 設置後の維持費について

5人槽の場合で 年間6万円程度

7人槽の場合で 年間8万円程度 を予定してください。

費用の内訳（設置の翌年、水道料を除く、翌々年からもほぼ同額）

浄化槽法7条検査料	8,000円（設置した年のみ）
浄化槽法11条検査料	5,000円（2年目以降毎年）
定期点検料 3,000円×4回＝	12,000円
清掃料（5人槽）	38,000円
清掃料（7人槽）	55,000円
電気料	約2,000円

・維持費については一般的な目安で、使用人数や、家族構成などによっては、上記の金額を上回る場合があります。

詳しくは、環境整備課 環境下水道係までお問い合わせください。